

○中能登町住宅耐震化事業補助金交付要綱

令和6年7月31日

告示第63号

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震により被災した住宅の耐震改修の促進を図ることにより、地震発生時の倒壊等による被害を軽減することを目的として、当該住宅の耐震診断及び耐震設計、耐震改修工事、建替え工事を行う者に対して補助金を交付することに関し、中能登町補助金交付規則（平成17年中能登町規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 令和6年能登半島地震により被災し罹災証明（一部損壊以上）が発行された、一戸建て住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む。
- (2) 耐震診断 木造既存建築物の地震に対する安全性の評価をいう。
- (3) 耐震設計 耐震診断の結果に基づく既存建築物の耐震改修工事を行うための設計をいう。
- (4) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する改修工事をいう。
- (5) 建替え工事 地震に対する安全性の向上を目的として、従前の住宅を除却し、住宅を新築する工事をいう。
- (6) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に規定する建築物消費性能基準をいう。

(補助対象者及び補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象者となる者（以下「補助対象者」という。）は、住宅の所有者（所有する予定の者を含む。ただし、所有者の親、配偶者又は子である者等、町長が特に必要と認める者については、この限りではない。）又は居住者（居住する予定の者を含む。）で町税の滞納がない者とする。

2 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 本町の区域内に存する住宅であること。
- (2) 現に居住の用に供している住宅又は補助事業の完了後速やかに居住の用に供する住宅であること。
- (3) 国、地方公共団体、その他の公共団体が所有する住宅でないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が補助対象住宅に行う耐震診断又は耐震設計、耐震改修工事、建替えて、別表第1に掲げるものとする。

（補助対象経費及び補助金額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う補助対象事業に要する全部又は一部とする。

- 2 補助金額は、別表第2に定める補助金限度額を限度として、予算の範囲内において、町長が認める額とする。
- 3 補助対象者が行う工事のうち、耐震改修等工事以外の工事があるときは、当該工事に係る経費を分離して算定するものとする。

（事業認定）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、当該交付を受けようとする補助対象事業の着手前に、当該補助対象事業について、事業の認定を受けなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

- 2 前項の認定を受けようとする補助対象者は、中能登町住宅耐震化事業補助事業認定申請書（様式第1号）に関係書類を添えて町長に申請しなければならない。
- 3 補助対象者は、前項の申請にあたっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（前条第1項の補助対象費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りではない。

4 町長は、第2項の申請があったときは、その内容を審査し、これを認定したときは中能登町住宅耐震化事業補助事業認定通知書（様式第2号）により、これを認定しないときは、中能登町住宅耐震化事業補助事業認定申請却下通知書（様式第3号）により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

5 町長は、前項の認定に際し、必要な条件を付することができる。

（事業認定の変更等）

第7条 前条第1項の認定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、当該認定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中能登町住宅耐震化事業補助事業変更等承認申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて町長に申請し、その承認を得なければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

(1) 耐震改修工事の施行箇所及び施工方法の変更で、耐震改修後の上部構造評点の最小の値が下がることがないもの。

(2) 補助対象経費の増減額が30パーセント未満のもの。ただし、補助金額の増額を伴うものを除く。

2 町長は、前項の申請があったときは、これを速やかに審査し、変更又は廃止の可否を当該申請の内容を審査し、中能登町住宅耐震化事業補助事業変更等承認（否認）通知書（様式第5号）により当該申請をした補助事業者に通ずるものとする。

（事業認定の取消し）

第8条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助事業の認定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助事業の事業認定を受けたとき。

(2) 補助事業の事業認定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、中能登町住宅耐震化事業補助事業認定取消通知書（様式第6号）により補助事業者に通ずるものとする。

（交付申請兼実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、中能登町住宅耐震化事業補助金交付申請兼実績報告書（様式第7号）に係る書類を添えて町長に提出しなければな

らない。

- 2 前項の交付申請兼実績報告は、第6条第4項の認定の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内にしなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

(交付決定)

第10条 町長は、前条第1項の交付申請兼実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認め、交付すべき補助金額を確定したときは中能登町住宅耐震化事業補助金交付決定兼補助金額確定通知書（様式第8号）により、適当でないとき認めるときは中能登町住宅耐震化事業補助金交付決定できない旨の通知書（様式第9号）により当該申請をした補助事業者へ通知するものとする。

- 2 町長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (4) 補助事業を廃止したとき。
- (5) 補助事業の完了後速やかに居住の用に供しなかったとき町長が認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に違反したとき。

- 2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、中能登町住宅耐震化事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により補助事業者へ通知するものとする。

(交付請求及び交付)

第12条 補助事業者は、第10条第1項の規定により補助金の交付決定及び補助金額の確定の通知を受けたときは、中能登町住宅耐震化事業補助金交付請求書（様式第11号）により町長へ補助金の交付を請求するものとする。

- 2 町長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(代理受領)

第13条 補助事業者は、前条の規定による補助金の交付の請求及び当該補助金の受領を、耐震診断、耐震設計にあたっては診断者に、耐震改修工事、建替え工事の施工者に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。ただし、補助事業者が、当該補助事業区分に係る補助事業の総事業費のうち自己の負担に係る金額を超える額を、診断者又は施工者に対して支払っている場合は、当該事業区分に係る補助金について代理受領できないものとする。

2 代理受領により補助金の交付を受けようとする者は、第10条第1項の規定による補助金額の確定後に、中能登町住宅耐震化事業補助金交付請求書（代理受領）（様式第12号）並びに請求及び受領に関する委任状（別紙第5号）を添えて町長に補助金の交付を請求するものとする。

(返還)

第14条 町長は、第11条の規定により補助金の交付を取消した場合において、補助事業者の取消に係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(報告、調査及び検査)

第15条 町長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは検査をすることができる。

2 補助対象者は、前項の規定により書類の提出若しくは報告を求められた場合、又は必要な調査若しくは検査が実施される場合には、これに応じなければならない。

(整備保管)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月25日告示第20号）

この告示は、令和7年3月28日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事業区分		補助要件
耐震診断		一般財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する一般診断法又は精密診断法によるもので、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士が行うもの
耐震設計		耐震改修工事を施工するために行うもの
耐震改修工事	標準型	1 耐震改修工事前の耐震診断の評点のうち最小の値が1.0未満と診断された木造既存建築物 2 耐震改修工事後の耐震診断の評点のうち最小の値が1.0以上となるもの又は町長が別に認めたもの
	段階型	1 耐震改修工事前の耐震診断の評点のうち最小の値が1.0未満と診断された木造既存建築物 2 第一段階の耐震改修工事後の耐震診断の評点のうち最小の値が0.7以上となるもの、1階の最小の値が1.0以上となるもの、構造的に分離された納屋・土蔵等以外の部分の値が1.0以上となるもの又は町長が別に認めたもの（ただし、第二段階として、耐震診断の評点のうち最小の値が1.0以上となる耐震改修工事を行うものに限る）

建替え工事	<ol style="list-style-type: none"> 1 従前の住宅の耐震診断の評点のうち最小の値が1.0未満と判断された住宅、従前の住民が「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」により倒壊の危険性があると判断された住宅又は町長が別に認めたもの 2 従前の住宅は被災家屋等の解体・撤去制度（公費解体、自費解体）により解体・撤去しないこと。 3 従前の住宅が存する敷地を含む敷地で行う建替えとする。ただし、町長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない 4 建替え後の住宅は原則として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に規定する土砂災害特別警戒区域」又は「建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。」外に存すること。 5 建替え後の住宅は、原則として省エネ基準に適合すること。
-------	---

別表第2（第5条関係）

区分	補助金の額
耐震診断	耐震診断に要する費用の3分2に相当する額以内の額とし、その額は12万円を超えないものとする。

耐震設計	耐震設計に要する費用の3分2に相当する額以内の額とし、その額は20万円を超えないものとする。
耐震改修工事	1戸あたり200万円を限度とする。 ただし、200万円未満の場合は耐震改修工事に要する費用以内の額とする。
建替え工事	従前の住宅の延床面積に22,500円を乗じて得た額又は1戸あたり200万円のいずれか低い額